

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第31号

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（平成13年四日市市規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象者の確認等)</p> <p>第2条 条例<u>第3条第1項第1号</u>に規定する者の確認は、住民基本台帳により行うものとする。</p> <p>2 条例<u>第3条第1項第2号</u>に規定する規則で定める社会保険は、次の各号に掲げる法律に基づく保険制度とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>	<p>(対象者の確認等)</p> <p>第2条 条例<u>第3条第1号</u>に規定する者の確認は、住民基本台帳により行うものとする。</p> <p>2 条例<u>第3条第2号</u>に規定する規則で定める社会保険は、次の各号に掲げる法律に基づく保険制度とする。</p> <p>(1)から(5)まで (略)</p>
<p>(所得制限の額)</p> <p>第3条 条例<u>第3条第2項第1号</u>に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 障害者の所得は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下この条において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この条において「施行令」という。）第7条に定める額</p>	<p>(所得制限の額)</p> <p>第3条 条例<u>第3条第3号</u>に規定する規則で定める額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 障害者の所得は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下この条において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下この条において「施行令」という。）第7条に定める額</p>

(2) (略)

- 2 条例第3条第2項第1号に規定する額の計算方法は、施行令に規定する障害児福祉手当に係る所得の額の計算方法の例による。

(受給資格証の有効期間等)

第6条 (略)

- 2 受給資格証の有効期間の終期は、毎年8月31日とする。ただし、条例第2条第1項第4号に掲げる手帳の交付を受けた者で、当該手帳の有効期限が8月31日前であるものを有するものの有効期限は、その手帳の有効期限とする。

(助成決定)

第10条 (略)

- 2 条例第4条第1項に規定する助成する額のうち、条例第4条第1項第1号に規定する規則で定める額は、受給資格者が国民健康保険法若しくは社会保険の規定により療養の給付を受けたとき、他の法令による医療に関する給付を受けたとき、又は被保険者若しくは組合員が受給資格者に係る療養費、家族療養費若しくは訪問看護療養費の支給を受けたときにおいて、当該療養又は医療に要する費用（診療報酬の算定方法の例により算定した額、若しくは治療用装具の制作に係る費用の額。以下「総医療費等」という。）の100分

(2) (略)

- 2 条例第3条第3号に規定する額の計算方法は、施行令に規定する障害児福祉手当に係る所得の額の計算方法の例による。

(受給資格証の有効期間等)

第6条 (略)

- 2 受給資格証の有効期間の終期は、毎年8月31日とする。

(助成決定)

第10条 (略)

の10の額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額とする。

3 市長は、第1項の決定をしたときは、障害者医療費助成決定通知書（第8号様式）により受給資格者に通知するものとする。

第12条 受給資格者が損害賠償の対象となる行為を受け、又は損害賠償を受けたときは、第三者の行為による届出書（第10号様式）に必要書類を添えて市長に届け出なければならない。

第13条 受給資格者は、条例第8条の規定に基づき、配偶者及び扶養義務者の状況に変更があったとき、又は加入している医療保険の種類の変更により被保険者に変更があったときは、障害者医療費受給資格変更認定申請書（第11号様式）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の決定をしたときは、障害者医療費助成決定通知書（第8号様式）により受給資格者に通知するものとする。

第12条 受給資格者が損害賠償の対象となる行為を受け、又は損害賠償を受けたときは、第三者の行為による届出書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

第13条 受給資格者は、条例第3条第3号に規定する障害者の配偶者及び扶養義務者の状況に変更があったとき又は条例第8条に規定する加入している医療保険の種類の変更により被保険者に変更があったときは、障害者医療費受給資格変更認定申請書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後に行われる診療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に、改正前の四日市市障害者の医療費の助成に関する条例

施行規則の規定に基づき提出された申請書及び届出書は、改正後の規則の規定に基づき提出されたものとみなす。

(健康福祉部障害福祉課)